

平成 30 年度 若手起業家支援事業ビジネスプラン募集要項

これからの社会を支えていく若者の起業は、新しい産業や就業機会を創りだすとともに、経済成長をもたらす大きな原動力となることが期待されています。

人生の選択肢を広げるため、既存の価値観やルールにとらわれず、自分らしく働くため、起業という選択肢にチャレンジしませんか。

若手起業家支援事業は、有望なビジネスプランを有する若者の起業や第二創業を支援します！

※ 空き家を活用した起業の場合に、空き家の改修費に対して助成金を最大 100 万円加算する制度を創設しています。

1 目的

地域の需要を創出し地域経済の活性化を図るため、柔軟な発想力を有する若者の活力を引き出し、活躍しやすい環境を整える若手起業家支援事業を実施します。

具体的には、県内で起業や第二創業を目指す若者のうち、審査委員会において有望なビジネスプランであると選定された方に対し、新たなビジネスプラン開発や新事業展開を行うための経費の一部を助成するものです。

また、助成金と同時申請できる「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」（無利子貸付制度）により、事業実施に必要な経費について更なる支援を行います。

2 実施主体

公益財団法人ひょうご産業活性化センター（以下「センター」という。）

3 応募資格

平成 30 年 4 月 1 日時点で 35 歳未満の代表者（実質的な経営者）で、県内に活動拠点を置いて、(1)又は(2)に該当する方が対象となります。

(1) 起業にチャレンジする場合（初めて事業を営む方）

平成 29・30 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 2 月末日まで）に、起業した方又は起業を予定している方

(2) 第二創業にチャレンジする場合（すでに中小企業を営んでいる方）

平成 29・30 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 2 月末日まで）に、第二創業をした方又は第二創業を予定している方

(※「第二創業」とは、現在の事業と日本標準産業分類の中分類(2桁分類)の異なる業種に属する事業分野に進出する場合をいいます。)

(注意)・ ボランティア活動、財団法人、社団法人は対象外です。その他の助成対象外となる業種については、別記(7 ページ)をご参照ください。

- ・ 兵庫県及びセンター等が実施する次の補助・助成事業により、過去に補助金等を受けた方は応募できません。また、同一年度に本助成金と下記補助金等を同時に受けることはできません。

女性起業家支援事業、シニア起業家支援事業、若手起業家支援事業、ふるさと起業・移転促進事業（ふるさと起業支援事業）、クリエイティブ起業創出事業、ひょうご IT 事業所開設支援事業（多自然地域 IT 関連事業所振興支援事業）、兵庫高度 IT 起業家等集積支援事業、コミュニティ・ビジネス離陸応援事業、高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業

- ・ 兵庫県が実施する「空き家活用支援事業（事業所型）」の補助金を過去に受けた方、又は今年度に受ける方については、空き家活用に要する経費（下記5参照）は助成対象外となります。（※起業に要する経費は助成対象）
- ・ 上記以外に、申請しようとする事業計画に対し、国、地方自治体等から補助金等が交付されている場合は、原則としてその助成対象経費を控除してください。
- ・ 申請者及び事業計画関係者が反社会的勢力と関係がある場合は、応募することができません。もし、反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、採択や交付決定を取り消します。
- ・ 国税又は地方税の滞納がある場合は、応募できません。（ただし、課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く。）

4 対象事業

- ① 新たなビジネスプラン開発や新事業展開を行う事業であること
 - ② 地域経済の活性化に資する事業であること
- ＜事業例＞次世代エネルギーの新技术開発、AI活用によるマッチングシステム開発、経営コンサルタント事業、サブカル海外展開事業など

5 助成対象経費

助成対象経費は、事業の立ち上げ等に必要な経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって発注、納品、支払等の金額・時期・内容等が確認できる次に掲げる経費です（※平成30年4月1日から平成31年2月末日までに物品等の引渡しや役務の提供及び支払いが完了する経費に限ります。また「内容」欄に記載された費目以外の費用は助成対象とはなりません。）。

区 分		内 容
起業に 要する 経費	事 務 所 開 設 費	・ 事業に使用する事務所、店舗、倉庫、駐車場の賃料・共益費（※ 代表者の配偶者又は三親等以内の親族が所有する物件の場合を除く。住居兼用の場合は、居住用のスペースを除く。敷金、礼金、購入費等は含まない。） ・ 事務所、店舗の開設に伴う外装・内装・設備工事費（※ 住居兼用の場合は、居住用のスペースを除く。）
	初度備品費	事業の実施に不可欠な備品（耐用年数1年以上、概ね単価1万円以上のもの）の購入・リース料（※車両の購入費は含まない。）
	専門家経費	・ 事業プラン策定・事務指導等に対する専門家の経費（謝金、旅費） ・ 事業の立ち上げに必要な外注費（調査・分析・設計等）
	事 業 費	・ 広告宣伝費（ホームページ作成、パンフレット・チラシ製作、広告、展示会出展等） ・ 事業活動に必要な通信・運搬費、光熱水費（※人件費は含まない。）
空き家 活用 に 要する 経費	空 き 家 改 修 費	・ 事業に使用する空き家の機能回復及び設備改善に係る工事費（トイレの水洗化、雨漏り補修等）（※住居兼用の場合は、居住用のスペースを除く。） *「空き家」の要件は、次ページ参照

空き家 活用に 要する 経費	空 き 家 改 修 費 (続き)	*空き家とは…現に居住その他の使用がなされていない住宅（共同住宅の空き住戸も含む）で、①から③のいずれにも該当するもの。 ただし、国又は市町が提供する居住その他の使用がなされていない住宅に関する物件情報（空き家バンク）に登録している住宅については、②及び③に該当するもの。 ① 現に居住その他の使用がなされていない期間が<u>6か月以上</u>であるもの ② 築 <u>20 年以上経過</u>したもの ③ 台所、浴室、便所等の水回り設備のいずれかが <u>10 年以上更新</u>されておらず、機能回復が必要であること ※ 上記の期間は、当該住宅の取得（賃貸借・売買契約）の時点から起算します。
-------------------------	------------------------	--

※第二創業の場合は、第二創業の実施に必要な経費として、明確に区分できるものに限る。

- (注) ・ 助成対象経費には消費税及び地方消費税を含みません。
- ・ 上表記載の経費に該当するものでも、審査により対象外となることや査定により減額されることがあります。
- ・ 空き家の活用に要する経費については、上表記載の空き家の要件に該当することが資料や現地調査により確認できない場合は、助成対象外となる場合があります。
- ・ 空き家の活用に当たっては、都市計画法、建築基準法、旅館業法、農地法等の許可等が必要な場合があります。特に市街化調整区域内において空き家を活用する場合は、都市計画法の許可手続等が必要となりますので、事前に市役所又は町役場の開発許可部局にご相談ください。

6 助成対象期間

助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）の助成対象期間は平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 2 月末日（11 ヶ月）とし、その期間に支払った経費を助成します。

7 助成率

助成対象経費の 2 分の 1 以内

8 助成限度額

(1) 空き家を活用しない場合

- ・ 起業に要する経費 100 万円以内

(2) 空き家を活用する場合

- ・ 起業に要する経費 100 万円以内
- ・ 空き家活用に要する経費 100 万円以内 計 200 万円以内

9 助成事業の選定基準・審査

選定基準は以下の①から⑤のとおりとし、審査委員会で審査・選考を行い、予算の範囲内で助成事業を選定します。なお、審査にあたっては、書面審査の後、ヒアリングを実施します。また、必要に応じて現地調査を行うことがあります。

- ① 新規性・独創性・優位性
- ② 市場性（成長性）
- ③ マーケティング戦略
- ④ 地域経済活性化への波及効果
- ⑤ 経営者の資質

10 審査結果の通知等

審査終了後、申請者へは採択または不採択の結果をセンターから通知します（審査経過、選定結果の内容等についての問い合わせには応じられません。）。

交付決定にあたっては、必要に応じて申請内容の補正をお願いすることや申請金額を減額して交付決定をすることがあります。

万が一、正しい報告が行われなかった場合は、採択後であっても採択を取り消すことがあります。

11 採択後のスケジュール等

(1) 助成金の申請

事業計画が助成事業に採択された申請者(以下「助成事業者」という。)は、センターの助成金交付要綱に基づき、助成金交付申請書等を提出していただきます（別途、様式を配付します。）。

(2) 助成金の支払い

助成事業が完了したときは、助成事業者は、原則、完了日から30日以内又は3月10日のいずれか早い日までに、助成事業実績書等を提出していただきます。実績確認により、交付すべき助成金の額が確定した後、助成事業者に対して助成金の支払いを行います。

(3) 公表

助成事業者の代表者名、事業名、事業概要、企業概要等について公表します。

(4) 事業成果等の報告

助成事業者は、助成事業完了後も助成金の交付の目的を達成するため、その事業化及び収益の拡大に努め、助成金交付年度以降の5年間を限度として、売上高、雇用者数等について報告していただきます。また、事業の成果について、紙面や発表会等で報告を求められる場合があります。

12 ひょうごチャレンジ起業支援貸付

起業の場合、助成金とともに事業実施に伴う必要な経費について無利子貸付制度「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」を同時申請することができます（詳細は別紙(8～10ページ)参照）。

これにより事業実施に必要な経費について、上記助成金上限100万円（空き家を活用する場合は計200万円）の申請とは別に、貸付金として最大500万円を申請することができます(ただし、第二創業の場合は貸付申請できません。)

13 応募方法

(1) 受付期間 平成30年4月16日(月)から7月12日(木) 最終日16時必着

(2) 申請に必要な書類（申請様式はセンターのホームページからダウンロードできます）

- ① 提出書類チェックリスト
- ② 「若手起業家支援事業」事業計画申請書（様式1）
- ③ 事業計画書（様式2）
- ④ 助成金の使途（様式3）
- ⑤ 直近の決算書（損益計算書）又は確定申告書の写し（第二創業の方のみ）
- ⑥ 許認可を伴う業種であれば許可証の写し
- ⑦ その他（事業計画の内容の分かる資料、経費の積算根拠の分かる資料等必要書類）

＜ひょうごチャレンジ起業支援貸付を同時申請する場合＞

⑧ ひょうごチャレンジ起業支援貸付申請書

(3) 後日必要となる書類（提出時期は別途ご連絡します）

＜法人の場合＞

⑨ 代表者の住民票

⑩ 履歴事項全部証明書（いわゆる商業登記簿謄本）

⑪ 法人の納税証明書（県税の滞納がないことの証明書）

＜個人事業主の場合＞

⑫ 代表者の住民票

⑬ 税務署へ届け出た開業届出書の写し（税務署の受付印があるもの）

⑭ 代表者の納税証明書（県税の滞納がないことの証明書）

＜起業前の場合＞

⑮ 申請者の住民票

⑯ 申請者の納税証明書（県税の滞納がないことの証明書）

※起業前の場合は、起業後に⑩又は⑬を提出して頂きます。

＜空き家の活用に必要な経費の助成を受ける場合（法人・個人事業主・起業前共通）＞

⑰ 建物の登記事項証明書（不動産登記簿謄本）

⑱ 空き家の要件(P3)を満たすことの確認書（別途お示しする様式により、家主（賃貸の場合）又は前所有者（購入の場合）等の確認書を提出いただく予定です。）

(4) 提出先

申請に必要な書類をセンターへ持参又は郵送により提出してください。郵送の場合、封筒の表面に「若者起業家支援事業・事業計画申請書在中」と朱書きしてください。なお、提出された書類は返却しません。

受付時に事業内容の確認等で時間を要する場合や不備により受付できない場合がありますので、できるだけ申請書を提出する前にセンターにご相談ください。

センターの受付時間は、土・日・祝日を除く 9時から17時(最終日は16時)です。

14 問合せ・申請書の提出先

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号 神戸市産業振興センター2階
公益財団法人ひょうご産業活性化センター 創業推進部 新事業課

TEL：078-977-9072 FAX：078-977-9112

E-Mail：shinjigyo@staff.hyogo-iic.ne.jp

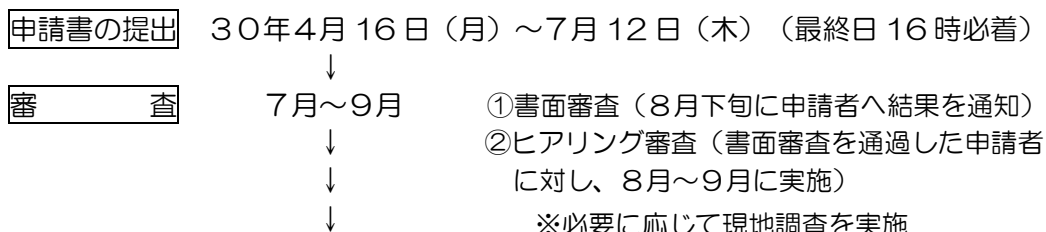
[URL] <http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/wakatekigyo>

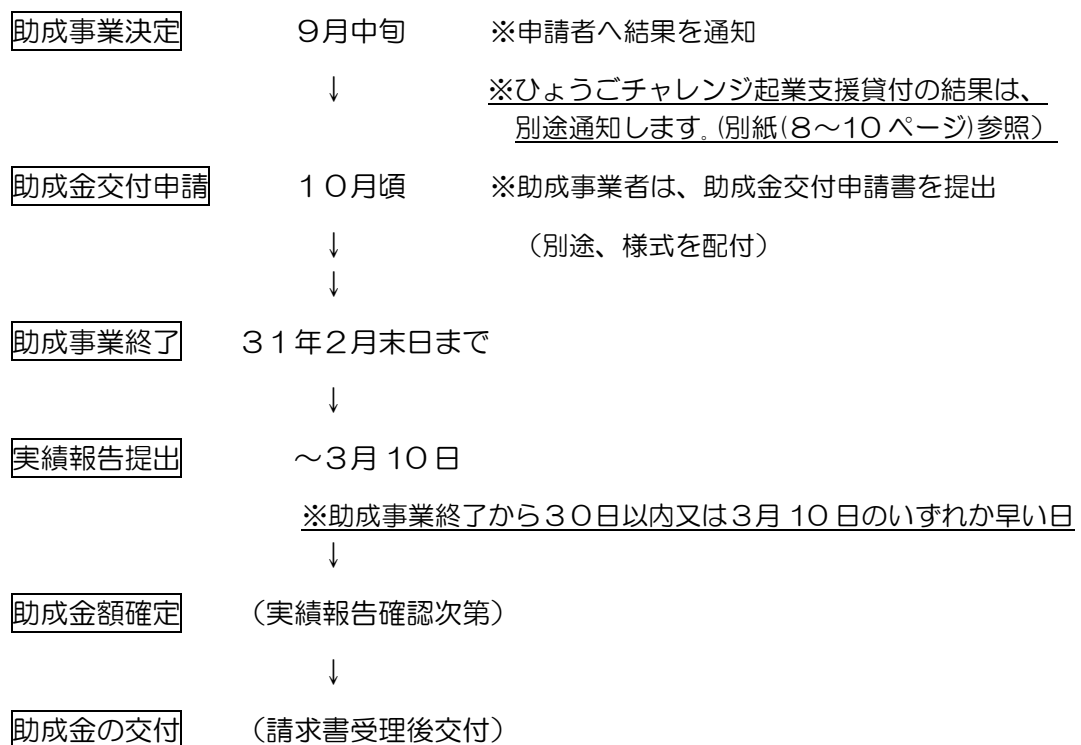
兵庫県の担当窓口

兵庫県産業労働部産業振興局 新産業課 新産業創造班

TEL：078-341-7711（内線 2266） FAX：078-362-4273

15 助成金交付までの流れ（予定）





16 個人情報の管理

本事業への申請に係る提出書類により事務局が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。

- ・本事業における事業計画の審査・選考・事業管理のため
- ・本事業に係る事務連絡、資料送付、効果分析等のため
- ・応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため
- ・センター及び兵庫県が実施する支援事業等の情報提供のため

別記 助成対象外とする業種（平成 25 年 10 月改訂「日本標準産業分類」による。）

- (1) 農業、林業（大分類 A に含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業は除く。）
- (2) 漁業（大分類 B に含まれるもの。）
- (3) 金融業・保険業（大分類 J に含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く。）
- (4) 医療・福祉（大分類 P）の医療業のうち、病院（小分類 831）、一般診療所（小分類 832）、歯科診療所（小分類 833）
- (5) 以下のサービス業等
 - ① 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年 7 月 10 日、法律第 122 号）により規制の対象となるもの
 - ② 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）（細分類 7291 のうち左記のもの）
 - ③ 易断所、観相業、相場案内業（細分類 7999 のうち左記のもの）
 - ④ 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類 803）
 - ⑤ 芸芸業、芸芸斡旋業（細分類 8094）
 - ⑥ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類 8096 のうち左記のもの）
 - ⑦ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く）（細分類 9299 のうち左記のもの）
 - ⑧ 政治・経済・文化団体（中分類 93）
 - ⑨ 宗教（中分類 94）

※助成対象外とする業種でなくとも、フランチャイズチェーンや販売代理店として起業・第二創業する場合は助成対象外となります。

ひょうごチャレンジ起業支援貸付について (起業家支援事業との同時申請分)

「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」は、有望なビジネスプランを有し、兵庫県内において、経験や技術を生かして新たに事業を開始する企業及び開業して間もない企業等を資金面で支援するための無利子貸付制度です。

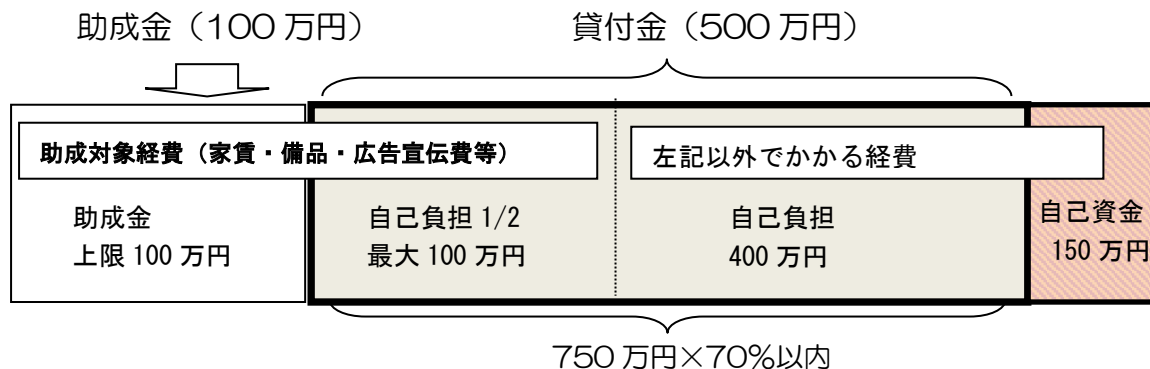
起業家支援事業と同時申請が可能ですので、助成金申請における自己負担部分も含めた事業実施に必要な経費について貸付金を申請することができます。

1 貸付条件

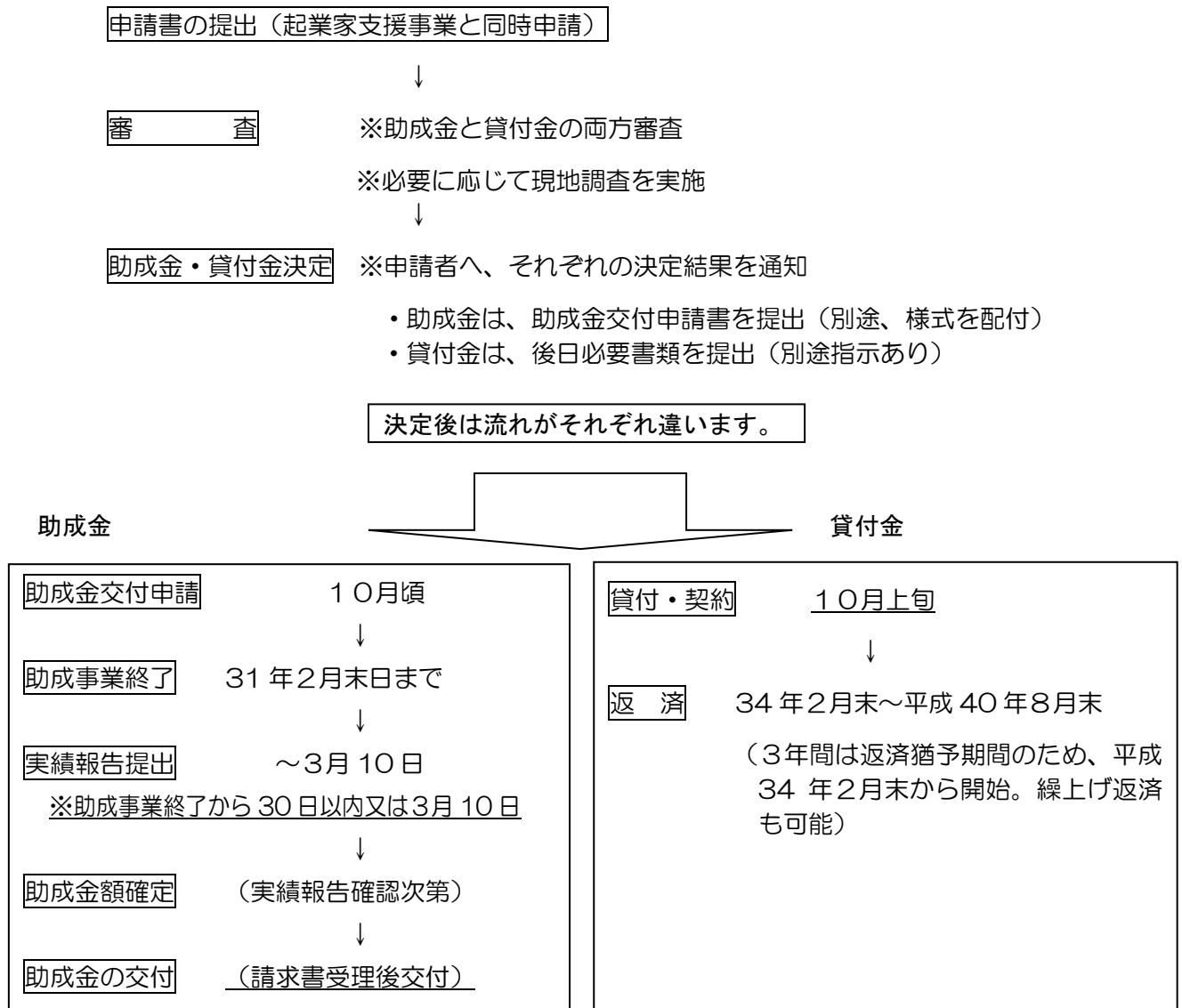
貸付対象者	起業による平成 30 年度起業家支援事業申請者（ただし、過去においてひょうごチャレンジ起業支援貸付の貸付決定を受けた者及び第二創業による申請者は除く。）
貸付額	100～500 万円 ※貸付額は 10 万円単位
貸付割合	貸付対象として認めた経費の 70%以内 (金融機関等借入金を除く自己資金が 30%以上必要)
貸付利率	無利子
貸付期間	10 年以内※うち 3 年据置、半年毎（14 回以内）均等返済
資金用途	運転資金・設備資金（助成金対象経費以外も認められます。）
申請方法	助成金申請の際に「平成 30 年度ひょうごチャレンジ起業支援貸付申請書」を提出
連帯保証人	法人の場合：原則として代表者保証のみ 個人の場合：不要
留意事項	- 繰上げ返済も可能です。 - 審査状況により貸付条件が付加される場合があります。 - 貸付の可否は審査会で決定します。助成金に採択されても貸付金は不採択となる場合や、貸付金に採択されても助成金は不採択となる場合があります。 - 貸付金額は、申請した金額から減額される場合があります。

※ 助成金と同時申請は行わず、別途募集する「ひょうご・神戸チャレンジマーケット」に申し込まれる事業者を対象に、貸付限度額を 1,000 万円とする制度もあります。

2 併用のイメージ（750 万円の経費が生じる場合）※空き家活用なし



3 併用の際の申請の流れ



4 契約・資金交付について

(1) 金銭消費貸借契約

確定日付を付与した金銭消費貸借契約を締結することとし、確定日付料、収入印紙代は申請者のご負担となります。

(2) 資金交付

必要資金の見積書等を確認したうえで貸付けますが、後日（実行日から1年以内）に支払済の確証（振込金受取書・領収書等）を提出して頂きます。貸付金の目的外使用（旧債務の返済等）、借主の償還能力の著しい変化、その他貸付条件の違反等の事情が発生した場合には貸付金の一部または全部の返還を求めることがあります。

5 後日必要となる書類について（提出時期は当センターよりご連絡します。）

- ① 個人情報の取扱いに関する同意書（申請者・連帯保証人兼用）
- ② 連帯保証人の所得の分かるもの（源泉徴収票等の写し）
- ③ 連帯保証人の固定資産評価額の分かるもの（固定資産納税通知書等の写し）
※ 不動産を所有している場合
- ④ 連帯保証人本人であることが確認できる書類（運転免許証等）
- ⑤ 自己資金の確認資料（預金通帳等の写し）
- ⑥ 許可、認可、免許、登録又は届出等が必要な企業は許可書等の写し
- ⑦ 助成金交付申請・決定書の写し ※ 国・地方公共団体の助成制度を併用する場合
（起業家支援事業を除く）

※ 必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。

6 留意事項

- (1) お預かりした貸付申請書及び添付書類は適正に管理し、返却はいたしません。
- (2) 審査内容及び審査会における可否に対するお問合せには一切お答えできません。
- (3) 貸付を決定した事業者名や事業計画概要は、公開する場合があります。
- (4) 事業実施状況や資金使途を明確にするため、経理その他の事務は的確に遂行し、日々の取引を正確に帳簿に記録してください。事業実施や資金使途が確認できない場合、貸付額が減額されることがあります。後日、資金使途の確認書類（振込金受取書・領収書、口座の出入明細等）の提出を求めます。
- (5) 貸付金の目的外使用、不適切な貸付申請、借り主の償還能力の著しい変化、その他貸付条件への違反等の事情が発生した場合には、貸付決定の取り消しや、既に交付した貸付金の一部または全部の返還を求めることがあります。
- (6) 貸付期間内は、経営状況や申請事業の成果を把握するため、決算書の提出や事業状況の報告が必要ですのでご了承ください。